



長野県報

8月14日(月)
令和5年
(2023年)
第431号

目次

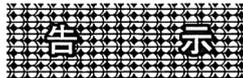
告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)..... 1

公告

長野県聴覚障がい者情報センターを除く長野県障がい者福祉センターの指定管理者の候補者募集(障がい者支援課)..... 2

長野県聴覚障がい者情報センターの指定管理者の候補者募集(障がい者支援課)..... 2



長野県告示第463号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和5年8月14日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡小海町大字千代里字上相沢1645の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課